五	［略］	
六	［略］	

備考　この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項ロ及びハ、二の項ロ及びハ、三の項ハ、四の項ロ、五の項ハ及びニ並びに六の項ロ及びハに掲げる教育事項についての運転免許取得者等教育は、行わなくてもよい。

三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳未満の者に対するもの）	ハ　自動車等の安全な運転に必要な知識及び技能 ニ　自動車等の運転について必要な適性及び技能	要な適性を検査する用具その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ　自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。 ハ　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査、運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。 ニ　運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員一人当たりおおむね十人以下であること。
九	［同上］	
十	［同上］	

備考　この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項ロ及びハ、二の項ロ及びハ、六の項ハ、七の項ロ、九の項ハ及びニ並びに十の項ロ及びハに掲げる教育事項についての運転免許取得者教育は、行わなくてもよい。